

高齢者・障がい者など万ーに備えたい人のための

救急医療情報キット

救命作業を迅速に行うために救急医療情報キットを備えてください。





《救急医療情報キット》とは？

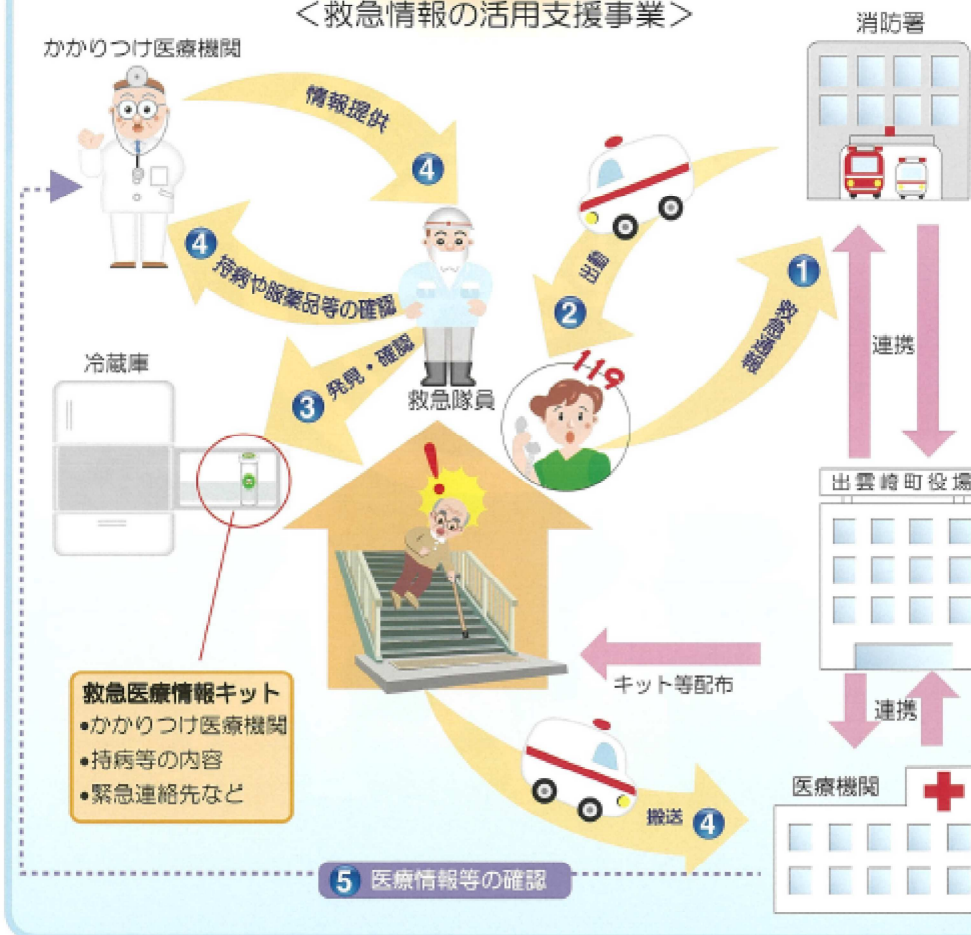
高齢者や障がい者などの安全・安心を確保することを目的に「かかりつけ医」「薬剤情報提供書(写)」「持病」などの医療情報や、「診察券(写)」「健康保険証(写)」などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものです。

また、救急時には下記のような仕組みにより迅速な救命活動を行うシステムです。



救急情報の活用イメージ図

＜救急情報の活用支援事業＞



救急医療情報キットに入れるもの

※必ず入れてほしいもの

①



②



※手元があれば入れておくもの



※必ず入れてほしいもの

- ① 救急医療情報シート ○緊急連絡先
○かかりつけ医
○緊急時の対応方法などを記載
- ② 薬剤情報提供書(写)・お薬手帳(写)

※手元があれば入れておくもの

- ③ 健康保険証(写)
- ④ 診察券(写)
- ⑤ 写真(本人が確認できるもの)



キットを受け取ったら

- 上の①～⑤をキットに入れる
- 救急医療情報キットを自宅の冷蔵庫に保管する。
- ステッカーを玄関ドアの内側・冷蔵庫に貼り付ける。
- 救急医療情報キット内の情報は随時更新し、万一の時に備えましょう。

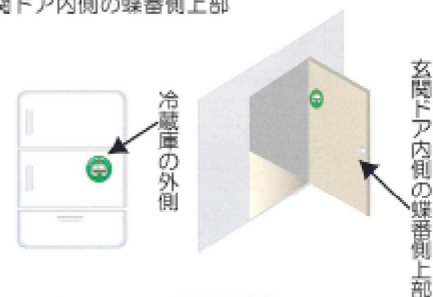
お願い

ステッカーは、救急隊が発見しやすいよう、定められた場所に貼り付けましょう。



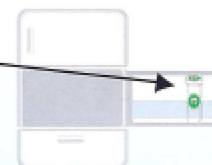
ステッカーの貼付場所

- 冷蔵庫のキットが収納されている扉の外側
- 玄関ドア内側の蝶番側上部



キットの保管場所

- 冷蔵庫扉の内側



救急医療情報キットをご利用にあたっては、以下の点をご了承ください。

- 玄関のドアの内側にステッカーが貼られている場合は、本人及び同居人等の同意を得ることなく、冷蔵庫を開けて救急医療情報キットを取り出すことがあります。
- 救急医療情報キットは、救急隊が救急活動に必要と判断した場合に活用いたします。そのため、救急医療情報キットの保持者であることがわかっている場合でも、その救急活動によっては活用されない場合があります。
- 救急活動において、搬送先の医療機関を決める場合、本人の状態によっては、救急医療情報キットに記載された「かかりつけ医療機関」に搬送されない場合があります。また「救急隊への伝言」についても必ずしも、その伝言を実行できるものではありません。

■お問い合わせ

出雲崎町役場 保健福祉課

TEL：0258-78-2293